

○使用禁止等となった家屋の取得に対する不動産取得税の減免要綱について

平成17年12月 8 日

税第346号

総務部長

構造計算書の偽装問題に関連して、耐震強度の不足が判明し、使用禁止等となった家屋の取得に対する不動産取得税の減免の取扱いについて検討してきたところですが、建築当初からの構造上の欠陥により、取得家屋について使用禁止の命令等を受けた者については、不動産を取得直後に災害により滅失し、又は損壊した場合と同様の事情にあると認められることから、神奈川県県税条例施行規則第2条第6号に規定する不動産取得税の減免との均衡を踏まえ、当該家屋の取得に対する不動産取得税を免除することとし、その取扱いを別紙のとおり定めたので通知します。

なお、この減免の適用を受ける者については、申請に基づき、それぞれの実情に応じ、地方税法第15条の規定により県税の徴収を猶予し、また、神奈川県県税条例第7条の規定により申告等の期限を延長することができますので、適切に対処してください。

別紙

使用禁止等となった家屋の取得に対する不動産取得税の減免要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、使用禁止等（建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項の規定に基づく使用禁止の命令その他これに類するものをいう。）となった家屋の取得に対する不動産取得税の減免の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象家屋)

第2条 対象家屋は、納税者の責に帰すことのできない構造上の欠陥（取得の時点において生じているものに限る。）により、耐震強度が不足するなどして、本来の目的の用に供することのできない家屋で、使用禁止等を理由とする固定資産税及び都市計画税の減免又は課税免除の対象となるものとする。

(対象者)

第3条 対象者は、前条の家屋について、使用禁止の命令等を受けた者とする。

(減免額)

第4条 減免額は、税額の全額とする。

(申請の手続)

第5条 この要綱に基づく不動産取得税の減免を受けようとする者は、特段の事情がある場

合を除き、使用禁止等となった日から3月以内に、使用禁止等となった家屋に係る不動産取得税減免申請書（別記様式）を県税事務所長を経由して知事に提出するものとする。

附 則

この通達は、通知の日から施行する。

附 則（令和元年税第1206号）

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（令和3年税指第1039号）

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

別記様式

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

使用禁止等となった家屋に係る不動産取得税減免申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

住(居)所
氏 名
(法人にあっては、事務所
等の所在地、名称及び代
表者氏名)
電話番号

次のとおり、不動産取得税の減免について申請します。

1 家屋の明細

建物の名称	
所在及び地番	
家屋番号 (部屋番号)	

2 使用禁止等の年月日 平成 年 月 日

3 固定資産税等の減免申請年月日 平成 年 月 日

4 還付金の振込口座

取扱金融機関	銀行 金庫				本店(所) 支店(所)	預金の種類	1 普通	口座						
	信用組合 協同組合						2 当座	番号						
	銀行				店舗		3 その他	口座						
	コード				コード			名義人						

- 備考 1 「氏名」欄は、納税義務者(所有者)全員について記載してください。
2 申請に係る不動産取得税を既に納付している方で、口座振込みによる還付を希望する場合は、4の各欄を記載してください。
3 納税義務者が複数である場合は、還付金の振込口座の名義人以外の方の委任状を添えてください。